



# 鳥取県公報

平成 31 年 3 月 15 日 (金)  
第 9086 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	特定計量器の定期検査の実施 (101) (くらしの安心推進課) . . . . . 2
	県営土地改良事業計画の決定 (102) (農地・水保全課) . . . . . 2
	保安林の指定予定 (103) (森林づくり推進課) . . . . . 2
	土砂災害警戒区域の指定の変更 (104) (治山砂防課) . . . . . 3
	土砂災害特別警戒区域の指定 (105) (〃) . . . . . 3
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (106) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 4
◇ 選管告示	鳥取県知事選挙におけるポスター掲示の開始の日 (5) . . . . . 4
◇ 教委告示	鳥取県指定保護文化財の指定 (1) (文化財課) . . . . . 4
	鳥取県指定無形文化財の指定等 (2) (〃) . . . . . 5
	鳥取県指定有形民俗文化財の指定 (3) (〃) . . . . . 5
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者等への公示による通知 (森林づくり推進課) . . . . . 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (3件) (教育委員会事務局教育環境課) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第101号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
境港市	平成31年4月22日（月）	午前10時から午後3時まで	境港市上道町3000 境港市役所
〃	平成31年4月25日（木）	〃	〃
〃	平成31年5月10日（金）	〃	〃
〃	平成31年5月14日（火）	〃	〃
〃	平成31年5月17日（金）	〃	〃
〃	平成31年5月21日（火）	〃	〃

## 鳥取県告示第102号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（農村地域防災減災事業 西谷地区 ため池整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間  
平成31年3月15日から同年4月4日まで
- 縦覧に供する場所  
八頭町役場
- 審査請求  
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

## 鳥取県告示第103号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 保安林予定森林の所在場所  
八頭郡若桜町大字諸鹿字コボキ75の1、76の4
- 指定の目的  
落石の危険の防止
- 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第104号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成31年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

八頭町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

山田川（Ⅰ－1－1－8－16）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2 (1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

八頭町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

山田地区（Ⅰ－367）、西御門地区（Ⅰ－381）、堀越B地区（Ⅱ－2300）、堀越C地区（Ⅱ－2301）、堀越地区（Ⅰ－人工48）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所並びに八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第105号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成31年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

八頭町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

山田川（Ⅰ－1－1－8－16）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

- 2(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

八頭町

- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称

山田地区（Ⅰ-367）、西御門地区（Ⅰ-381）、堀越B地区（Ⅱ-2300）、堀越C地区（Ⅱ-2301）、堀越地区（Ⅰ-人工48）

- (4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

- (5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所並びに八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第106号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成31年3月15日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会	社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	倉吉市福吉町1400	平成31年2月27日	平成31年3月31日	訪問入浴介護
社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会訪問介護事業所	東伯郡琴浦町大字浦安123-1	平成31年2月28日	〃	訪問介護

**選挙管理委員会告示**

**鳥取県選挙管理委員会告示第5号**

平成31年4月7日執行予定の鳥取県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項に規定する掲示場に同法第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターを掲示することができることとなる日を平成31年3月21日と定めたので、同法第144条の2第5項の規定により告示する。

平成31年3月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

**教育委員会告示**

**鳥取県教育委員会告示第1号**

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年3月15日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

## 絵画の部

名称	員数	所在の場所
絹本着色五大明王像	5幅	鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館
絹本着色愛染明王像	1幅	鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館
絹本着色三宝荒神像	1幅	鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館

## 彫刻の部

名称	員数	所在の場所
木造不動明王坐像	1軀	西伯郡大山町大山

## 古文書の部

名称	員数	所在の場所
宮本家文書	14点	鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館

**鳥取県教育委員会告示第2号**

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第19条第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる無形文化財を鳥取県指定無形文化財に指定し、同条第2項の規定に基づき、同表の右欄に掲げるものを当該鳥取県指定無形文化財の保持者として認定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年3月15日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

無形文化財 の名称	無形文化財の保持者		
	氏名	住所	特徴
染織	山下 健	鳥取市青谷町河原	1 緋織と板締染による織によって、伝統的な緋織模様を基盤にしながらも、個性的な模様世界を作り出す。 2 明色と淡色・暗色、寒色と暖色を駆使して展開し、非常に幅広い豊かな作風を作り出す。
紙布	山下 健	鳥取市青谷町河原	1 青谷町の特産である和紙を使用し、紙の糸ならではの質感と絹などの通常の糸を融合させた独特な質感の布を作る。 2 伝統的な模様をより力動的にアレンジしたり、幾何学的な構築的要素を強調したりと、個性的で現代的な模様世界を作り出す。

**鳥取県教育委員会告示第3号**

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第25条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定有形民俗文化財の指定をするので、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

平成31年3月15日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

名称	員数	所在の場所
智頭の林業関係資料	213点	智頭町郷原238 旧山形小学校 智頭町

## 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不分明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 所在が不分明な者が所有する保安林の所在場所  
西伯郡伯耆町福兼字末鎌河原平318の1、319の1、322、323の1
- 2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について
- 3 通知の要旨  
1に掲げる土地について、平成31年2月1日付農林水産省告示第203号（保安林の指定施業要件の変更について）のとおり保安林の指定施業要件を変更すること。
- 4 通知の掲示場所 伯耆町役場
- 5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
  - (1) 借入物品の名称  
県立学校（東部地区）教室用・教育用パソコン等 一式
  - (2) 借入物品の仕様及び数量  
入札説明書による。
  - (3) 借入期間  
平成31年（2019年）9月1日から平成36年（2024年）8月31日まで
  - (4) 納入期限  
平成31年（2019年）8月30日（金）
  - (5) 納入場所  
入札説明書による。
  - (6) 入札書の記載方法等
    - ア 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本調達案件に係る借入物品の賃借料（保守料等を含む。）の総額を見積もること。
    - イ 平成31年（2019年）10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることを見込んでいるため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額について、当該金額のうち同年9月1日から同月30日までの期間の資産の貸付けに相当する額については当該金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）、同年10月1日から平成36年（2024年）8月31日までの期間の資産の貸付けに相当する額については当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額を合計した金額を入札金額として入札書に記載すること。  
契約金額は、入札金額を60で除した金額に消費税及び地方消費税に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額を月額としたものの60月分の合計金額とす

る。ただし、入札金額を60で除した金額に1円未満の端数があるときは、初月分で調整する。

契約締結後、消費税法（昭和63年法律108号）等の法令改正により消費税及び地方消費税の税率及びその引き上げ時期等が変更になった場合には、原則として法令の改正内容に応じて契約金額を変更する。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。  
なお、本件調達公告日において、競争入札参加資格の登録申請手続（当該業種区分への登録に係るものに限る。）をしていない者が本件入札に参加しようとするときは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成31年4月4日（木）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 平成31年3月15日（金）から同年4月24日（水）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成31年3月15日（金）から同年4月24日（水）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件調達公告に示した物品を自社で所有し（平成31年3月15日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

## 4 入札手続等

- (1) 入札手続等に関する問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目271  
鳥取県教育委員会事務局教育環境課  
電話 0857-26-7507  
電子メール kyouikukankyoku@pref.tottori.lg.jp
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総合事務センター物品契約課  
電話 0857-26-7431
- (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、(1)の場所で平成31年3月15日（金）から同年4月5日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間に交付する。ただし、最終日は正午までとする。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）

により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年4月24日(水)午後1時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月23日(火)午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第29会議室(第2庁舎4階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、紙入札により行うものであること。

(2) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成31年4月5日(金)正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: personal computers, 1 set

(2) April 5, 2019 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation



- (3) April 24, 2019 1:00 PM: Time-limit for submission of tenders  
(April 23, 2019 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice : Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Japan, 680-8570  
TEL : 0857-26-7507

-----  
一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

- (1) 借入物品の名称  
県立学校（中部地区）教室用・教育用パソコン等 一式
- (2) 借入物品の仕様及び数量  
入札説明書による。
- (3) 借入期間  
平成31年（2019年）9月1日から平成36年（2024年）8月31日まで
- (4) 納入期限  
平成31年（2019年）8月30日（金）
- (5) 納入場所  
入札説明書による。
- (6) 入札書の記載方法等  
ア 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本調達案件に係る借入物品の賃借料（保守料等を含む。）の総額を見積もること。  
イ 平成31年（2019年）10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることを見込んでいるため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額について、当該金額のうち同年9月1日から同月30日までの期間の資産の貸付けに相当する額については当該金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）、同年10月1日から平成36年（2024年）8月31日までの期間の資産の貸付けに相当する額については当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額を合計した金額を入札金額として入札書に記載すること。  
契約金額は、入札金額を60で除した金額に消費税及び地方消費税に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額を月額としたものの60月分の合計金額とする。ただし、入札金額を60で除した金額に1円未満の端数があるときは、初月分で調整する。  
契約締結後、消費税法（昭和63年法律108号）等の法令改正により消費税及び地方消費税の税率及びその引き上げ時期等が変更になった場合には、原則として法令の改正内容に応じて契約金額を変更する。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件調達公告日において、競争入札参加資格の登録申請手続（当該業種区分への登録に係るものに限る。）をしていない者が本件入札に参加しようとするときは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭

和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成31年4月4日(木)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 平成31年3月15日(金)から同年4月24日(水)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付発出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成31年3月15日(金)から同年4月24日(水)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件調達公告に示した物品を自社で所有し(平成31年3月15日以降に取得する場合を含む。)、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札手続等に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7507

電子メール [kyouikukankyou@pref.tottori.lg.jp](mailto:kyouikukankyou@pref.tottori.lg.jp)

#### (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

#### (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、(1)の場所で平成31年3月15日(金)から同年4月5日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間に交付する。ただし、最終日は正午までとする。

#### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

#### (5) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 日時

平成31年4月24日(水)午後1時15分。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月23日(火)午後5時までとする。

##### イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第29会議室(第2庁舎4階)

### 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札は、紙入札により行うものであること。
- (2) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

- (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成31年4月5日(金)正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

##### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

##### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

##### (3) 契約書作成の要否

要

##### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

##### (5) 手続における交渉の有無

無

##### (6) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : personal computers, 1 set

(2) April 5, 2019 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) April 24, 2019 1:15 PM: Time-limit for submission of tenders

(April 23, 2019 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Japan, 680-8570

TEL : 0857-26-7507

---

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

## (1) 借入物品の名称

県立学校（西部地区）教室用・教育用パソコン等 一式

## (2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

## (3) 借入期間

平成31年（2019年）9月1日から平成36年（2024年）8月31日まで

## (4) 納入期限

平成31年（2019年）8月30日（金）

## (5) 納入場所

入札説明書による。

## (6) 入札書の記載方法等

ア 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本調達案件に係る借入物品の賃借料（保守料等を含む。）の総額を見積もること。

イ 平成31年（2019年）10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることを見込んでいるため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額について、当該金額のうち同年9月1日から同月30日までの期間の資産の貸付けに相当する額については当該金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）、同年10月1日から平成36年（2024年）8月31日までの期間の資産の貸付けに相当する額については当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額を合計した金額を入札金額として入札書に記載すること。

契約金額は、入札金額を60で除した金額に消費税及び地方消費税に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額を月額としたものの60月分の合計金額とする。ただし、入札金額を60で除した金額に1円未満の端数があるときは、初月分で調整する。

契約締結後、消費税法（昭和63年法律108号）等の法令改正により消費税及び地方消費税の税率及びその引き上げ時期等が変更になった場合には、原則として法令の改正内容に応じて契約金額を変更する。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

## (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件調達公告日において、競争入札参加資格の登録申請手続（当該業種区分への登録に係るものに限る。）をしていない者が本件入札に参加しようとするときは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成31年4月4日（木）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

## (3) 平成31年3月15日（金）から同年4月24日（水）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## (4) 平成31年3月15日（金）から同年4月24日（水）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

## (5) 本件調達公告に示した物品を自社で所有し（平成31年3月15日以降に取得する場合を含む。）、納入期限

までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

### 4 入札手続等

- (1) 入札手続等に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7507

電子メール kyouikukankyou@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、(1)の場所で平成31年3月15日(金)から同年4月5日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間に交付する。ただし、最終日は正午までとする。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年4月24日(水)午後1時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月23日(火)午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第29会議室(第2庁舎4階)

### 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札は、紙入札により行うものであること。
- (2) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成31年4月5日(金)正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : personal computers, 1 set

(2) April 5, 2019 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) April 24, 2019 1 :30 PM: Time-limit for submission of tenders

(April 23, 2019 5 :00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education 1 - 271 Higashi-machi, Tottori-shi, Japan, 680-8570

TEL : 0857-26-7507